

令和7年度第10回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月27日（火）午後3時00分から午後4時10分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（11人）

会長 13番 加藤 秀信

会長職務代理者 2番 田川 幹雄

委員 3番 田嶋 睦 4番 川崎 善徳

5番 江川 直美 6番 塚田 倫一

7番 石谷 吉昭 8番 中嶋 豊美

9番 田崎 正實 10番 石田 継治

12番 炭田 学

4. 欠席委員（3人） 1番 吉村 智和 11番 堀川 治夫 14番 朝倉 雪

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 現況証明願について

議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する
意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告につ
いて

第6 その他

(1) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央 局長補佐 藤井 恭代

主査 板東 裕美 主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇開会宣言	
事務局	定刻となりましたので只今より、あわら市農業委員会定例総会を始めます。 定例総会の開会に当たり、加藤会長からご挨拶をいただきます。
◇会長あいさつ	
【会長 あいさつ】	
◇定足数の確認	
事務局	出席席状況報告。 委員総数24名中、出席委員19名。農業委員総数14名の過半数の出席。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議成立。
◇業務報告	
事務局	【業務報告】
◇議事録署名人の指名	
議長	議事録署名人に、2番・田川職務代理者、3番・田嶋委員を指名
◇議 事	
議長	続きまして、日程第5 議事に入ります。
◇ 議案第1号 現況証明願について	
事務局	【事務局説明：農地に住宅が建っている件について説明】
議長	次に、地区担当委員を求めます。番号1番について2番・田川職務代理者をお願いします。
2番	はい、ただいまの現況証明につきまして〇〇さんが今、△△におられるということでその近所の方が金銭による譲渡で買われるということで話がありましたので、事務局がおっしゃったように何ら問題がないかなというふうに思われます。
議長	はい。ありがとうございます。次に本件について昨日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、3番・田嶋委員、調査結果の報告をお願いいたします。
3番	事務局の説明通りということで、確認をいたしました。
議長	はい。ありがとうございます。それではこの案件について何かご質問ありませんか。
【建築確認についての質疑応答】	
議長	他にございませんか。
(意見なし)	
議長	ないようですので、議案第1号 現況証明願について、非農地と判断することに承認される方の挙手を求めます。
(挙手多数)	
議長	賛成多数です。よって承認することといたします。
◇ 議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	
事務局	【事務局説明】
12番	所有者が不明の場合など、結果として、その人が持っている農地の更新ができなくなってくるということ、結果的にそこは作れないか、黙って作るかの問題になるということが今後もますます増えてくる可能性が非常に高

	<p>い。私どもはマチナカなので、特にそういう傾向が増えてくるんだけど農地を維持する立場からすると、相続で、よその県に行ってしまったとか、そういう方との連絡の取り方とか、維持メンテナンスはきちっとやらないと、ますますそういうことが起きるのではないかなというところで、どういうふうなお考えをされているのかをお聞きしたいなと思ってるんですけど。</p>
事務局	<p>中間管理事業について契約する場合ですけれども、登記簿をとって土地の所有者を確認いたします。土地の所有者さんが、県外にお住まいでいらっしゃる場合で連絡が取れる場合はそのまま契約できると思うんですが、今委員さんがおっしゃったように、登記の名義人がお亡くなりになっている場合につきましては、相続人の探索を少しさせていただいております。</p> <p>法定相続人の方で連絡が取れる方については、こちらの方でも何とか連絡を取ろうとしておりますけれども、全く法定相続人さんがわからないような状況になっていっている場合については、それ以上の探索は、農業委員会としてはできません。</p>
12番	<p>そういうふうに行き方知れずの地権者の方を非常に探すというのも手間がかかるので、代理執行みたいなところを中間管理機構が持って、相続人が現れたら、継続してそれを運用していくという形にして、農地は何もそういう中間管理機構からの預かりの中で、農地としての活用ができるという、そんなことはできないんですか。</p>
事務局	<p>借受人さんがどうしても、その農地を借りたいということでの申し出があった場合には、一旦、法定相続人の方を調査いたしまして、全員が相続放棄されているということが明らかになった場合には、農地法の手続きがございますので、農業委員会として、農地法第3条32条の3項の規定により土地所有者を探索する公示を行って、その後、ちょっとあるんですけども、最終的には農地中間管理権を取得して、耕作者さんに貸し出すというような手続きはできることになっています。</p> <p>そういう手続きが行うことはできます。</p> <p>ただ土地所有者さんを探索して、法定相続人がいらっしゃる場合については、その手続きはできないこととなります。</p>
12番	<p>法定相続人がおられるけど、連絡がつかない、どこに連絡しても非常にアプローチができない状態っていうのが続いている状態なんですけども、その中で、やはり農地としての継続活用をしようと思ったら田んぼのど真ん中にボンとその方の土地があると、そこ空けて農地を活用するというのは非常に手間暇かかると難しいところもあるので、その間は一旦その中間管理機構としての預かりの中で運用してもらって、そういう法定相続人との連絡がついたり、全くわからなくなって、また後でも新しくそういう人が出てきたときに対応するという形とした上で、農地の活用は継続してやれるような形になると農家としても借りてる方は非常に助かるなと思うんですけどね。</p>
事務局	<p>ご意見よく理解できました。中間管理の契約というものは土地所有者さんからの申し出というものも必要になるので、探索した結果、法定相続人がいらっしゃり、それでも連絡先がわからないというコンタクトの取りようがないので、できるだけ法定相続人さんを探索して連絡がつくような努力はしていきたいと思いますが、本当に連絡先のわからない方に関しては、契約できないという状況になっています。</p> <p>申し出がしてもらえなければ契約はできないので。事務委託を受けている農林水産課としてはできるだけ探索していく努力はしていくつもりです。</p>
12番	<p>結果的に連絡つかない案件が出てきてしまっているんです。その結果として、中間管理機構の管理圃場から外しますよという話を伺ったんですけどね。そうすると、外された農地って借りてる側からしたらどうしたらいいのっていう話になってくるので、やはり農地のスムーズな活用からすると、中間管理機構として借り受けをするというふうな制度ができると、そ</p>

	<p>この中で実際の農業活動は支障なくて、いざ、そういう人たちが出てきたときには、さかのぼってお金を払ったり、手続きをしたりっていう形ができるようになると、農業者としても楽になるなと思ってるんですけどね。そうならない限り、中間管理職から外されたら、私どもの田んぼのど真ん中にその人の農地があって、それどうするのみたいな形で実際に作らないという形になってしまうと、非常にやりづらいなど。何かそのバッファーみたいな形があるといいなと思ってるんですけどね。</p>
事務局	<p>〇〇委員さんのご意見につきましては、本当に借受人さんもお困りになる案件だと思いますので、農地中間管理機構の方にこういうご意見あったってことで対策とか、今後どういうふうに取り組んでいったらいいかっていうことを相談というか投げかけていって、何かいい対策を考えていただくようお願いしていきたいと思います。それとあともう一点なんですけれどもこういう所有者が不明というか未登記になっていても法定相続人が探せないというかいらっしゃるけれどもそこに連絡がつかないっていうような状況をなくすために、相続登記が義務付けられていますので、相続登記を必ずしてもらいたいっていうことの周知を今後考えていきたいなと思っております。</p> <p>農業委員さん、推進委員さんにおかれましてはそういう不明なところがあるっていうことがわかりましたら農業委員会事務局の方に教えていただけますとありがたいなと思っております。以上です。</p>
12番	<p>よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>この事例というのは、日本中で起きているし、特にそれが加速的に相続人が都会に出てわからなくなってしまうことが非常に多くなってくると思うので、やっぱりそういう事例があることを前提にしてどういうふうな対応をするのかをぜひ上部団体の中間管理機構と話をし、その便宜的な流れを作っていただけると非常にありがたいなと思うのでよろしくお願ひします。</p>
4番	<p>参考に教えていただきたいんですけど、今ほどは貸し出しする方の問題かと思うんですけど、借受するものについて、今回、更新とか新規でもそうなんですけど、適切に農地を管理するかどうかということについての借受人からの意思表示とかそういうようなものを確認しているシステムになっているかどうかと、農業委員の仕事かもしれませんが農業委員会としてその適切に農地を管理していくということを確認した上で、例えば事務局として確認した上で議案として出しているのか。その2点についてお願ひします。</p>
事務局	<p>借受する方に対して適切に管理するシステムになっているかどうかというところなんですけれども、まず借受する方が地域計画に位置づけられている方かどうかというところを確認させていただいております。</p> <p>地域計画に今のところ位置づけられていない方でも、借受人さんの詳細についてと経営状況について書面で提出していただき、確認し、それが中間管理機構の方で受け入れられる方の場合にのみ、案として提出させていただいておりますので、問題ないかなと思っております。</p>
4番	<p>今のご説明ですと、地域計画にない場合ですとその時点で確認するということがいいと思うんですけど、地域計画に掲載されている場合はそれが何年前に作ったものか、たとえ1年であれば2年だろうが現時点ではないと思うんですね。一定の時間が経つてると思うんですが、その場合は今の話だとノーチェックというようなことなので、その辺りが、現時点で妥当というようなことで、議案に出しているのかどうかということを確認させてください。</p>
事務局	<p>書面を持って確認して中間管理機構に書面を提出して、借受者で大丈夫かどうかというところは審査していただいた後、案に載せております。その後、事後でもいいということなので、地域計画の方に載せるための書面も提出していただきまして、地元でこの方が適正であるっていうことの確認をいただいた上で、地域計画の方に新たに載せるという作業を行います</p>

	<p>ので、最終的には問題ない方を借受者として、中間管理機構の促進計画の方に挙げさせていただいております。</p> <p>載っている方の場合、今の地域計画が出来上がったのが令和7年3月31日に公告してまして、そこから新たに何か変更になったというところについては、各地域からお申し出はないので、約1年前の地域計画ということで、借受者の方を確認しております。</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に入ります。なお番号1番・2番については、12番〇〇委員が、また6番は推進委員の△△委員が関係していますので、まずそれらを除く3番から5番、7番について採決いたします。それでは議案第2号「農地中間管理事業に関わる農用地利用集積等促進計画案について」3番から5番、7番について意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(挙手多数)
議長	<p>賛成多数です。よって、意見なしと決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。次に番号1番・2番について採決します。〇〇委員、退席をお願いいたします。それでは番号1番・2番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(挙手多数)
議長	<p>賛成多数です。よって意見なしと決定することとし、市に対してその旨回答いたします。〇〇委員入室してください。はい。次に番号6番について採決します。△△委員、退席をお願いいたします。それでは番号6番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(挙手多数)
議長	<p>賛成多数です。よって意見なしと決定することとし、市に対してその旨を回答いたします。△△委員入室してください。はい。それでは残りの8番、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【事務局説明】
議長	この案件について何かご質問ございませんか
	【汚泥肥料に対する質疑応答、意見】
議長	<p>他にないようですので、8番、9番について意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(挙手多数：反対1)
議長	<p>賛成多数です。よって意見なしと決定することとし、市に対してその旨を回答いたします。</p>
◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	<p>本件について、何かご質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、報告第1号を終わります。</p>
◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について	
議長	<p>次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【事務局説明】
議長	<p>本件について、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長	<p>ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。</p>
◇ その他	
議長	<p>次に、その他の(1)その他について事務局の説明を求めます。</p>

	【（１）事務局説明】
議長	他にございませんか。
	（なし）
◇ 閉 会	
議長	他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じます。 慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

令和8年1月27日

議 長

委 員

委 員